

周南市人権施策推進指針(案)に対する意見の要旨と市の考え方（全文記載）

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
P1 1 策定の趣旨	1	<p>「1 策定の趣旨」 (p 1) 障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法など、「個別の差別解消法」の記載が必要 【理由】 2002年の人権教育・啓発推進法施行以降に、個別人权課題に対する差別解消法が次々と制定されており、人権施策推進の重要な法的根拠となっている。2016年に施行された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法はじめハンセン病家族補償法、アイヌ新法、L G B T理解増進法、情報流通プラットフォーム対処法（侵害情報の削除等）など、個別差別解消法がこの間、制定されており地方自治体の役割も明記され、その取り組みが求められている。「策定の趣旨」においては、このような個別差別解消法が重要な根拠となっているため、なんらかの記載が必要である。</p>	ご意見を踏まえ、「1 策定の趣旨」に個別の人権関連法について追記します。
P1 1 策定の趣旨	2	<p>「1 策定の趣旨」 (p 1 7行目) について 「人権教育・啓発推進法」第2次「基本計画」の記載が必要 【理由】 2025年6月に「人権教育・啓発推進法」第7条にもとづき、第2次「人権教育・啓発基本計画」が策定されおり、本文には最新情報を記載する必要がある。</p> <p>原案 さらに、平成14（2002）年3月には、この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。</p> <p>修正案 さらに、平成14（2002）年3月には、この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、令和7（2025）年6月には第2次「基本計画」が策定されている。</p>	「1 策定の趣旨」 (p 1・18行目) に「国の基本計画も改定されています」と記載しておりますが、より分かりやすくなるよう「国の第2次基本計画が策定されています」に修正します。

周南市人権施策推進指針(案)に対する意見の要旨と市の考え方（全文記載）

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
P1 1 策定の趣旨	3	<p>「1 策定の趣旨」（p 1 1 4行目）について 外国人排斥は、インバウンドの海外の旅行客だけでなく、外 国人労働者の増加も大きな要因。</p> <p>原案 インバウンド需要の拡大に伴い増加した外国人への排斥的 な言動など、 修正案 インバウンド需要の拡大に伴い増加した外国人への排斥的 な言動など</p>	ご意見のとおり、「インバウンド需要の拡大に伴い増加し た」を削除します。
P2 4 人権を尊重した 行政の推進	4	<p>「4 人権を尊重した行政の推進」（p 2 ）について 「山口県人権推進指針」だけでなく、「国の差別解消に關 する個別的人権法」を追記</p> <p>原案 本市では「山口県人権推進指針」の趣旨を踏まえ、 修正案 本市では國の人権に関する個別の差別解消法、「山口県人 権推進指針」の趣旨を踏まえ</p>	1 の回答のとおり、本指針の策定の前提となる「1 策定 の趣旨」の中に、個別の人権関連法について追記し、本指針 は、第2次基本計画及び個別の人権関連法の趣旨を踏まえる こととしており、各章において、改めて記載しないこととし ます。

周南市人権施策推進指針(案)に対する意見の要旨と市の考え方（全文記載）

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
P3 5 人権教育・人権啓発の推進	5	<p>「5 人権教育・人権啓発の推進」（1）人権教育の推進（p 3）について 「山口県人権推進指針」「山口県人権教育推進資料」だけでなく、「國の人権・差別解消に関する法令」を追記</p> <p>原案① （1）人権教育の推進 「山口県人権教育推進資料」（山口県教育委員会）の趣旨を踏まえ</p> <p>修正案 「人権教育・啓発推進法」に基づく第2次基本計画、「山口県人権教育推進資料」（山口県教育委員会）の趣旨を踏まえ</p> <p>原案② （2）人権啓発の推進 ア（p 4） ■「山口県人権推進指針」及び「周南市人権施策推進指針」を市民に広く周知するため、</p> <p>修正案 ■國の人権に関する個別の差別解消法、「山口県人権推進指針」及び「周南市人権施策推進指針」を市民に広く周知するため、</p>	<p>1の回答のとおり、本指針の策定の前提となる「1 策定の趣旨」の中に、個別の人権関連法について追記し、本指針は、第2次基本計画及び個別の人権関連法の趣旨を踏まえることとしており、各章において、改めて記載しないこととします。</p>

周南市人権施策推進指針(案)に対する意見の要旨と市の考え方（全文記載）

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
P5 6 市職員及び教職員等への人権に関する研修の充実	6	<p>「6 市職員及び教職員等への人権に関する研修の充実」 (p 5)について 個別の差別解消法、「人権教育・啓発推進法」第2次基本計画を踏まえる記載が必要</p> <p>原案 (2) 教職員 本市では、「山口県人権教育推進資料」（山口県教育委員会）に基づいて～</p> <p>修正案 本市では、國の人権に関する個別の差別解消法、「人権教育・啓発推進法」第2次基本計画、「山口県人権教育推進資料」（山口県教育委員会）に基づいて～</p>	<p>1の回答のとおり、本指針の策定の前提となる「1 策定の趣旨」の中に、個別の人権関連法について追記し、本指針は、第2次基本計画及び個別の人権関連法の趣旨を踏まえることとしており、各章において、改めて記載しないこととします。</p>
P5 7 分野別施策の推進	7	<p>「7 分野別施策の推進」 (p 5)について 個別分野別の記載が必要</p> <p>理由 分野別施策の推進については、各課題の問題名だけが列記されているだけあり、周南市としてどのような各分野の課題があり、解決に向けてどう取り組むのかという指針が明記されていない。山口県人権推進指針のように、周南市の人権推進指針についても各個別人権課題の経過や現状、取り組みの指針を個別に記載する必要がある。 今回の指針での策定が厳しいのであれば、「指針」でなく指針を踏まえた「分野別施策の基本計画」として明記したものを作成するべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、分野別の施策については、別途資料として作成する予定です。</p>

周南市人権施策推進指針(案)に対する意見の要旨と市の考え方（全文記載）

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
P5 7 分野別施策の推進	8	<p>「7 分野別施策の推進」（p 5）について 個別の差別解消法の記載が必要</p> <p>原案 「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」に基づき、～</p> <p>修正案 国の人権に関する個別の差別解消法、「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」に基づき、～</p>	<p>1の回答のとおり、本指針の策定の前提となる「1 策定の趣旨」の中に、個別の人権関連法について追記し、本指針は、第2次基本計画及び個別の人権関連法の趣旨を踏まえることとしており、各章において、改めて記載しないこととします。</p>
P7 9 周南市人権尊重のまちづくり推進図	9	<p>「9 周南市人権尊重のまちづくり推進図」（p 7）について 国の人権に関する個別の差別解消法の記載が必要</p> <p>原案 日本国憲法 ↓ 教育基本法 ↓ 山口県人権推進指針－人権教育啓発推進法</p> <p>修正案 日本国憲法 ↓ 教育基本法 ↓ 個別差別解消法 ↓ 山口県人権推進指針－人権教育啓発推進法</p>	<p>ご意見を踏まえ、個別の人権関連法については、推進図に追記します。</p>

周南市人権施策推進指針(案)に対する意見の要旨と市の考え方（全文記載）

※いただいた意見については、原文通り掲載しています。

項目	番号	意見要旨	市の考え方
全般	10	<p>「12 実態把握、人権意識調査の実施」（p8）が必要 人権に関する意識調査、差別実態を把握する調査が必要 理由 今回の指針では、過去に周南市が市民を対象に実施してきた人権意識調査や行政職員、教職員を対象にした人権に関するアンケート調査などの項目が入っていない。人権施策を実施する上では大事なのは、正確な現状把握であり、これまでの人権施策の効果測定を定期的に実施し、施策の成果や課題、課題解決に向けた方針を検討する必要がある。そのための基礎データーとして人権に関する各種の調査は必要不可欠である。山口県人権指針の指針の見直しにあたっても県民人権意識調査を実施してきており、周南市の人権推進指針においても「必要に応じた調査」は必要である。 そのために、人権に関する意識調査、差別実態を把握するための調査を明記する必要がある。</p>	<p>ご意見を参考に、「11 指針の見直し」において、実態把握等に努めながら、施策の検証を行う旨を記載することとします。</p>